

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 14 | 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高浜市長

公表日

平成27年7月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当の支給に関する業務 |
| ②事務の概要 | <p>児童扶養手当法に基づき、受給資格の認定審査、受給者の資格情報の管理、児童扶養手当証書・各種通知書の作成および児童扶養手当の支給事務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 認定請求・額改定請求・各種届出の受理、審査、結果通知に関する事務。</p> |
| ③システムの名称 | 福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者台帳情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第1の第37の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | [情報照会の根拠] 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第57の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 [情報提供の根拠] 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12, 19, 35, 36, 44条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 介護保険・障がいグループ |
| ②所属長 | 介護保険・障がいグループリーダー 竹内 正夫 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

